

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 新居田 弘文

1 日時

平成 22 年 4 月 14 日（水曜日）

午前 10 時 22 分開会、午前 11 時 46 分散会

2 場所

第 2 委員会室

3 出席委員

新居田弘文委員長、熊谷泉副委員長、佐々木博委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、喜多正敏委員、佐々木大和委員、平沼健委員、田村誠委員、工藤勝博委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

千葉担当書記、熊谷担当書記、小友併任書記、伊藤併任書記

6 説明のため出席した者

小田島農林水産部長、高前田理事、橋本副部長兼農林水産企画室長、徳山農政担当技監、須藤農村整備担当技監、竹田林務担当技監、佐々木水産担当技監兼漁港漁村課総括課長、寺島技術参事兼水産振興課総括課長、小岩農林水産企画室企画課長、長岡団体指導課総括課長、小田島団体指導課指導検査課長、菊池流通課総括課長、杉原農業振興課総括課長、千田農業振興課担い手対策課長、工藤農業普及技術課総括課長、沼崎農村計画課総括課長、伊藤農村建設課総括課長、千葉農産園芸課総括課長、小野農産園芸課水田農業課長、山田畜産課総括課長、千葉畜産課振興・衛生課長、堀江林業振興課総括課長、藤川森林整備課総括課長、阿部森林整備課整備課長、佐賀森林保全課総括課長、五日市水産振興課漁業調整課長、松岡競馬改革推進室長、菅原競馬改革推進室競馬改革推進監、大友競馬改革推進室特命参事、平野競馬改革推進室特命参事

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 継続調査

「森林・林業分野における二酸化炭素排出量取引の取組について」

9 議事の内容

○新居田弘文委員長 おはようございます。ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

千葉担当書記。熊谷担当書記。

なお、漆原併任書記は、御母堂様が御逝去されたため欠席とのことですので、御了承願います。

次に、先般の人事異動により、新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。

初めに、新任の小田島智弥農林水産部長を御紹介いたします。

○小田島農林水産部長 小田島智弥でございます。よろしく願いいたします。

○新居田弘文委員長 続きまして、新任の高前田寿幸理事を御紹介いたします。

○高前田理事 高前田でございます。よろしく願いいたします。

○新居田弘文委員長 小田島農林水産部長から、農林水産部の新任の方々を御紹介願います。

○小田島農林水産部長 それでは、私から農林水産部の新任職員を紹介させていただきます。

橋本良隆副部長兼農林水産企画室長。徳山順一農政担当技監。竹田光一林務担当技監。寺島久明技術参事兼水産振興課総括課長。小岩一幸農林水産企画室企画課長。長岡栄一郎団体指導課総括課長。小田島新団体指導課指導検査課長。菊池寛流通課総括課長。千田牧夫農業振興課担い手対策課長。工藤昌男農業普及技術課総括課長。沼崎光宏農村計画課総括課長。伊藤千一農村建設課総括課長。千葉泰弘農産園芸課総括課長。小野正隆農産園芸課水田農業課長。山田互畜産課総括課長。藤川敏彦森林整備課総括課長。菅原伸夫競馬改革推進室競馬改革推進監。平野直競馬改革推進室特命参事。

以上をもちまして、新任職員の紹介を終わります。

○新居田弘文委員長 以上で執行部職員の紹介を終わります。御苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程のとおり、森林・林業分野における二酸化炭素排出量取引の取組について調査を行います。

調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局からの説明を求めます。

○堀江林業振興課総括課長 それでは、私のほうから御説明申し上げたいと思います。

お手元に配付しております、本県における森林・林業分野の二酸化炭素排出量取引の取組についてというA4判の資料、こちらのほうで大体20分ほどで御説明申し上げたいと考えております。

表紙をおめくりいただきまして、2ページ目になりますが、まずこういった排出量取引をめぐる環境ということでございまして、1として低炭素社会の実現に向けた動向についてでございますが、(1)にございまして、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を、平成

2年——1990年の基準年に比べて、平成20年から平成24年の5年間の平均排出量で6%削減することを、京都議定書の中で日本は約束したところでございます。

6%削減するわけですが、②にございますとおり森林吸収対策で3.8%、京都メカニズム——これは下に米印を入れておりますが、日本以外の他国、いわゆる発展途上国のようなところで植林等を行うといったことで排出削減が出たものをクレジットとして日本が購入し、自国の議定書上の約束量達成に用いるといったものでございますが、こういった京都メカニズムを活用して1.6%、残りの0.6%を企業等の自主努力で削減するとしたものでございます。

また、③にございますとおり、昨年9月に行われました国連気候変動サミットにおきまして、温室効果ガス排出量も平成32年までに基準年の平成2年に比ばして25%削減を目指すことを表明したところでございます。

こういった中で、削減に向けて各産業分野で取り組んできたところでございますが、現実問題として、産業界ではなかなか削減が進まない、むしろ増加する傾向があるといったところがございます。

また2点目として、先ほど申し上げました京都メカニズムで、海外の植林活動、間伐活動などに金が流れると。できればそういった流れる資金を日本国内で還流させたい思いもございまして、そういった中で産業界を指導監督いたします経済産業省におきましては、試行ではありますが(2)にございますような排出量取引制度——これは国内クレジットという形になりますが、こういった制度を立ち上げて産業界における二酸化炭素等の削減を促進するとしたものでございます。これは、平成20年10月に経済産業省が主体となって創設しております、大企業が行う削減目標の達成のために使うクレジットを創出する仕組みでございます。

右側のほうに絵がございまして、中小企業等が行う、例えば木質系のボイラーを使用して二酸化炭素の削減をしている、こういった取り組みに着目しまして、こういった方々からクレジットを買って大企業のほうが資金的なものを出すとといった仕組みをつくりたいということで、経済産業省が立ち上げたものでございます。

また一方で、環境省におきましては京都議定書の目標達成に向けた取り組みをしているわけではございますが、やはり家庭部門での排出量はふえています。これは、国民の地球温暖化対策に対する認識がなかなか高まらないというふうなこともあって、環境省としても非常に危機感を感じているということもございまして、ここで(3)にございますとおりオフセット・クレジット——J-VER制度を創設したところでございます。

このJ-VER——横文字なのでございますが、Japan Verified Emission Reductionという略でございまして、直訳いたしますと日本排出削減認証制度と言えましょうか。環境省のもくろみとしましては、こういった制度を立ち上げて、①にございますとおり日常の市民生活あるいは社会、経済活動におけるカーボン・オフセット——このオフセットというのは横文字なのでございますが、埋め合わせ、相殺ということでございますが、そ

ういったものに使うことで、日常生活の中でそういう二酸化炭素削減の意識、啓発を高めていくということでございます。

右側のほうにその絵がございます。右側の緑色に書いております別な場所での削減吸収——これも、森林吸収源対策といった森林の適正管理で二酸化炭素が吸収されていると。そういったものに対して、どうしても減らせない体質——ものをつくったり日常生活で活動する中で二酸化炭素が出てくるといったものをお互いに相殺し、埋め合わせて資金を提供すると。こういった中で、広く国民の皆さんに二酸化炭素削減の意義をわかっていただくといった仕組みを、環境省が平成 20 年 11 月に立ち上げたものでございます。この二つの制度の特徴について、後ほどもう少し御説明を申し上げたいと思います。

こういった流れの中で、(4) にございますが国では先般、地球温暖化対策基本法案を国会に提出したところでございます。この法案の中身は 3 点ほどございまして、まず一つは基本原則を定めたところでございます。そして、それぞれの国等の責務を明らかにしたものでございます。2 点目としては排出量の削減に関する中長期的な目標を設定するとしたものでございます。3 点目として地球温暖化対策の基本となる何点かの事項を定めた、そういった法案でございまして、現在、国会で審議中と聞いているところでございます。

3 ページ目でございますが、先ほど御説明いたしました経済産業省が中心となって立ち上げております試行排出量取引制度の国内クレジットと、環境省が主体となって進めておりますオフセット・クレジット——J-V E R 制度、両制度の特徴をお示した表でございます。運営主体は今申し上げたようなことでございますが、事業実施期間は京都議定書の約束期間に合わせておまして、平成 20 年から平成 24 年までとしたところでございます。

京都議定書の取り扱いでございますが、経済産業省が行っております国内クレジットにつきましても、京都議定書の削減量としてカウントされますが、広く国民の普及啓発活動の一環として行うオフセット・クレジット制度については、削減量としてはカウントされないとなっているものでございます。

制度の意義は先ほど申し上げたところでございますが、国内クレジットに関して申しますと、大企業の削減量の計画をクリアするために、これまで取り組みが十分進んでいない中小企業あるいは農林業などの排出削減を促進し、その削減量をクレジット化して大企業の削減の啓発もここに充てると。また、海外に流れている資金を国内の中で還流して、国内の経済の活性化につなげたいと、そんな思いがございます。

一方でオフセット・クレジット制度のほうは、何回か申し上げましたとおり、国民が日常生活の中で企業からのいろいろな事業活動、こういったものを低炭素型の社会にシフトさせるといった意味での普及啓発といった色合いがございます。

林業関係でどんなクレジットが出るのかというものでございますが、国内クレジットのほうで申し上げますと、木質バイオマスボイラー等の導入——これは石油ボイラーの代替として導入する場合にクレジットが可能となっております。オフセット・クレジットの場合は、木質バイオマスのボイラー燃料代替あるいはペレットストーブの使用などでもクレジ

ット化できますが、さらに森林管理ということで、間伐や適正な森林経営を行っております森林経営活動あるいは植林活動に対しても、クレジットを発行することができるとなっているものでございます。

必要経費でございますが、手数料あるいは検証費用等がかかりまして、国内クレジットのほうで申しますと、合わせて65万円から90万円程度が必要と。また、オフセット・クレジット制度で申しますと、大体120万円から140万円程度の費用がかかるものでございます。これらにつきましては、それぞれ経済産業省、環境省、林野庁が助成する制度がございまして、ほぼ全額を充てることが可能となっているところでございます。

それから、創出したクレジットを売るわけでございますが、そのクレジットの買い手につきましては、国内クレジットのほうは、あらかじめ申請段階で相手方を特定した上で申請するということになっています。一方でオフセット・クレジットのほうは、クレジットした後で相手方を見つける、いわゆる市場流通型取引という形をとっているものでございます。

最後に、林業関係の全国の取り組み事例でございますが、国内クレジットで申しますと、全体で397件ございましてうち68件が木質バイオマス燃料利用ということで事業計画を提出し、さらにそのうち65件の事業計画が既に委員会で承認されております。さらにそのうちの22件がクレジットとして認証、売却可能という状態になっているものでございます。オフセット・クレジット——J-V E R制度のほうは、木質バイオマスの燃料利用は9件が登録。そのうち高知県の2件と長野県の1件が実際にクレジットを発行しているものでございまして、高知県は住友大阪セメント工場のボイラーを利用したクレジットを株式会社ルミネ——これは駅ターミナルでございます、それから日本百貨店協会に売却しているものでございます。長野県のNPOが行っているペレットストーブ利用によるクレジットにつきましては、東京都内の企業で組織する団体に売却予定ということでございます。

もう一点、森林管理について申しますと、11件登録し、そのうち2件がクレジットを発行しているというふうに聞いているところでございます。

この二つの制度は今申し上げましたとおり、経済産業省、環境省が、それぞれの思惑の中でそれぞれの考えから独立的、並立的に創設したものでございまして、本県では参加を希望する事業者に応じて、この二つの制度を使い分けて事業者を支援しているところでございます。

次に4ページでございますが、こういった国の流れの中で、本県における森林、林業分野の二酸化炭素排出量取引の現状でございますが、まず私どもの基本的な認識でございますが、やはりこういった排出量取引に事業者が参加するということは、木質バイオマス利用の拡大のインセンティブになると。また、森林環境ビジネスの創出など、林業振興あるいは山村地域の活性化に貢献するもので、積極的に取り組みたいという認識を持っているところでございます。

そういった認識のもと手探りの状態から始まったわけでございますが、昨年3月に、産学官で構成する森林・林業関係二酸化炭素排出量取引等研究会を立ち上げました。本県にお

ける排出量取引の今後の展望、対応方向などについて検討を行ったところでございます。

右側、参考1に研究会の概要がございますが、3月に立ち上げまして、その後、毎月1回のペースで研究会を開催しまして、10月に中間とりまとめまで進めたところでございます。構成員は、産学官ということで学識経験者、産業団体、森林所有者で、行政は事務局として参画したところでございます。

調査研究事項については、①としてこういった排出量取引の情報収集、②として本県の現状、課題の分析、③として対応方向、そして④として、このあと御説明いたしますが、個別具体事例がいろいろ出てまいりましたので、こういったものに対する参加支援を行ったところでございます。

また、こういった制度を広く県民の皆様にも普及啓発する必要があるという考えの中で(3)にございますとおり、昨年8月には排出量取引等普及セミナーを一般向けということで開催いたしまして100名を超える参加者——これは秋田県、青森県からも御参加いただきまして、こういった制度の仕組みと活用について東京から講師をお招きして御説明申し上げたところでございます。

また、オフセット・クレジットの実際の申請手続等は非常に複雑なものがございますので、これの中級向け研修ということで、ことしの3月には実際に実務研修を開催しまして45名の方々に御参加いただいて、ポジティブリストという——これは、どんな仕組みに参加できるかというメニューがございますが、こういったメニューの読み方あるいは実際に申請するまでの講義を行ったところでございます。

こういった中で、昨年10月に中間とりまとめのところ提言をいただいたところございますが、左側のほうに戻っていただきまして、点線、箱の中にもございますとおり、研究会から4点提言をいただきました。

1点目は、専門的な支援組織、人材の育成が必要だと。やはり県内でこういった活動を進めるためには、専門的な組織あるいは人材育成が必要ではないかというのが1点目でございます。

2点目として、県のリーダーシップの発揮ということで、公共施設への木質バイオマスボイラー等の積極的導入の支援、あるいは県有林が先導的に取り組んでみてはいかがかというお話をいただきました。

3点目としては、審査、検証に係る支援ということで、どうしても手数料、検証費用が高いということで、こういった助成制度が必要ではないかという提言をいただきました。

最後に4点目として、北海道、北東北4道県で連携して取り組んでみたらいいのではないかという提言もございまして、この提言を踏まえまして、後ほど御説明いたしますが、県の対応をいろいろ打ち合わせしたところでございます。

5ページ、6ページは、本県における現在の国内クレジットあるいはオフセット・クレジットを活用した申請事例でございます。

まず、5ページの国内クレジット制度——経済産業省が主導する制度を活用した申請事

例でございます。現時点で、平成20年度以降にボイラーを導入しました6事業体8件が共同実施者——これはクレジットの買い手でございますが、とのマッチングが成立しまして国の認証委員会に申請しております。

その一覧は参考2の表のとおりでございます。そのうち3件につきましては、先月3月26日にクレジットが認証されて売却可能な状況になっているものでございます。これは参考2の表で申しますと、1の二戸市にございます特別養護老人ホーム白梅荘、これがクレジットの認証になっております。次に3の遠野市の介護老人保健施設やまゆりの里、これもクレジット売却可能になっております。それから4の一関市の株式会社アマタケ、これは養鶏場にボイラーを導入したものでございます。こちらもクレジット売却可能な状態になっております。

右側のほうにはアマタケ、有限会社川井林業霰石工場の例がございますが、アマタケの例でございますと、従来重油ボイラーを使っていた養鶏場の施設をバイオマスボイラー、ペレットボイラーに切りかえました。そこで二酸化炭素の削減が出ておりますので、この削減量をクレジット取引ということで共同実施者のほうに売却したというものでございます。川井林業霰石工場でございますが、こちらは新設でございます、重油ボイラーではなく新たに木くずだきボイラーを設置して、ここで二酸化炭素の削減ができましたので、これを共同実施者のほうに売却する方向で現在作業を進めているところでございます。

6ページはオフセット・クレジット制度——これは環境省が主導するものでございますが、そちらにおける本県の取り組み状況でございます。2点ほどございまして、一つは東京都にございます環境NPOオフィス町内会が、岩泉町および葛巻町の森林組合と共同実施という形で行っております間伐促進型のプロジェクトでございまして、こちらについては申請、登録、今、検証作業をやっているところでございます。

それから二つ目として釜石地方森林組合が、森林所有者からお預かりした森林で提案型集約化施業を行っております、この適正管理を行っている山林管理を行うプロジェクトとして現在申請しているところでございます。さらに県有林、三田農林株式会社が今年度申請の予定をしているところでございます。

右側に釜石地方森林組合の例がございますが、森林所有者からお預かりした森林を適正管理して、間伐あるいは伐採したあとに植林をするといったことも含めた山全体での計画的な施業の中で発生した二酸化炭素吸収量を、この制度を活用してクレジット化して売却するといった仕組みでございます。

次に7ページでございます。今後の本県の取り組みでございますが、先ほどこの制度に対する認識を申し上げましたとおり、こういった仕組みは、本県のバイオマスエネルギーの利用拡大あるいは森林環境ビジネス創出といった意味で、林業振興あるいは山村地域活性化に貢献するという認識のもとで、先ほど申し上げた研究会の提言などを踏まえまして新たな事業を二つ起こしたものでございます。

一つは、ここにございます(1)の緑のクレジット創出促進事業でございまして、大きく

申しますと①、②とございますが、こういった仕組みを加速的に進めるための、いわて緑のカーボン・オフセット推進委員会の運営でございます。このクレジットの創出を促進するために有識者で委員会を組織しまして——これは研究会を発展的に改組して委員会を立ち上げるというふうにしておりますが、こういった中で、制度の普及啓発あるいは実際の制度参加に係る事業者の実務支援を行っていくこととしております。

それから、制度導入のマニュアルを作成することとしておりまして、事業の実施主体のほうにできるだけわかりやすく説明できるようなマニュアルをつくって配布したいと考えております。

さらに環境省や林野庁の支援事業、手数料、認証費用に係る助成事業などもございますので、こういったものを活用しながら、県有林で行います先行モデルも使いまして、広く県民あるいは事業主体のほうに普及啓発していきたいと考えております。

右側に絵が書いてありますが、クレジットの買い取りを使いまして、ドライバーである事業実施主体が進めると。それを支援するための仕組みとして、エンジンとしての推進委員会あるいはマニュアルの作成、そういった中で、できるだけ進めやすいような環境を整備すると。あるいは手数料の助成といった形で、環境省あるいは山村再生支援センター——これは林野庁のセンターでございますが、こういったものの助成制度の活用。県有林のモデル事業を先導させながら、こういった取り組みを加速化させたいと考えているものでございます。

最後に8ページでございますが、もう一つの事業、森林環境ビジネスモデル事業でございます。こちらは、県内の森林所有者に対する波及効果を期待するとともに、県有林で新たな森林の価値を生み出す手法として、モデル的に県有林を活用したJ-V E R制度——オフセット・クレジット制度の導入を考えているものでございます。

6ページにお戻りいただきたいと思いますが、参考3の表の1、2の下の空欄になっているところで、盛岡市、陸前高田市の森林を使って、事業主体として岩手県が行うものでございます。間伐を中心とした施業の中で発生する森林二酸化炭素の吸収量を活用するものでございまして、森林面積でいいますと大体100ヘクタール、年間の森林吸収量は見込みで約550トンに相当すると。こういった形で県有林を活用したモデル事業を行いたいと考えておりまして、今の計画ですと、登録あるいは実際の施業、モニタリング調査というものがございまして、こういったものを進めて、できれば年度内には売却まで進めていきたいというふうに考えているものでございます。

こういった取り組みを通じて、本県の二酸化炭素排出量取引に係る取り組みをさらに拡充していきたいと考えているものでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○新居田弘文委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○喜多正敏委員 国内クレジットによって経済的な取引が成立するというところでありますが、例えばここに掲げられております事例などで、全体が幾らで、どの程度の収益が見込め

るのか、お伺いをしたいということ。

それからもう一つは、このことによって本県では、どの程度のビジネスモデルというか規模が期待できるのかをお伺いしたいです。

○堀江林業振興課総括課長 実際、本県で売却まで動いておりますのは、経済産業省が行っております国内クレジット制度のほうの仕組みでございまして、先ほど御説明申しましたとおり3件売却可能までできております。

売却価格は公表されておりませんが、漏れ聞くところによりますと、だいたいトン1,000円弱ぐらいというふうに聞いております。「1,000円弱」と呼ぶ者あり）はい。二酸化炭素トンで言いますと、トン1,000円程度と聞いておりますので、例えばでございますが、5ページの参考2の表で申し上げますと、二戸市の白梅荘が行っておりますこういったものがございまして、これですと備考欄にございましており、239トンの売却可能トンがございまして、大体24万円程度が見込まれるのではないかと聞いているところでございます。そういった中で、幾らかでもこういう形で還元できるというものでございまして、今後こういった流れをぜひ活用していきたいということでございまして、そういった波及効果はかなりあるのかなと思っております。

また、実際にいろいろ御相談をいただいているところでございます。また、今後こういった木質系のボイラーを設置する計画のある方々からもいろいろお話を伺っているところでございますので、私どもとすれば、今後、木質のボイラーを設置する方々につきましては、こういった制度を積極的にPRして、この中で幾らかでもクレジット化していただきながら、それを利益還元していただけるような取り組みを進めてまいりたいと。

また、オフセット・クレジットのほうで申しますと森林経営が中心になります。そういったこともございますので、県内にございまして森林組合を初めとする森林経営を行っている皆様方あるいは民間で森林を所有されている方々にも、積極的にPRをしていきたいと考えているところでございます。

○喜多正敏委員 もう一つ、まだわからないかもしれませんが、岩手県で期待される市場規模というか、想定されるものはどのくらいあるのか。

それから、ボイラーの場合は毎年稼働すると。そのことによって炭素は減るわけですがけれども、このクレジットの、先ほど1,000円というのは1回なものか、継続して発生するものか、年なのか、どうなっているものですか。

○堀江林業振興課総括課長 まず、市場規模の関係でございますが、県内の市場規模から、私どもも今後どうなるかというのは正直わからないところでございますが、ただいま御説明した5ページの表で申しますと、一番下にございまして6番の川井林業の雫石工場を例にとりますと、これは大規模な木くずだきボイラーでございます。今、2,859トンの削減が見込まれておりますが、これをトン1,000円で考えますと、だいたい300万円弱のクレジットが見込まれるということもございまして、今後、本県でそういった木質バイオマスのボイラー等、特に大型ボイラーが導入されることによって、引き続きかなりの排出量取引の市

場規模が見込まれるのではないかと考えているところでございます。

また、本県の豊かな森林資源を活用した森林経営も、当然オフセット・クレジット市場の中で活用できるわけでございますので、どの程度の市場規模になるかは私のほうでもまだちょっと申し上げられませんが、そういった意味では、県有林のモデル事業を行いますので、ここでよく事業研究をした上で、どれだけ山元に還元できるか、これらを見きわめまして、効果が高いと判断した場合は積極的に民間の方々にアピールしていきたいと思っております。

それからクレジットの売却方法でございますが、大体毎年モニタリング調査ということで、例えばボイラーでございますと、ボイラーの中で実際どれだけのチップとかペレットを使ったとか、全部実績を出しております。これでどれだけの二酸化炭素を削減できたかデータ化しましてクレジットを発行いたしますので、その都度、その都度、トン大体1,000円程度のところで売却可能でございますので、今3点ほど売却可能となっているのは、これはこれまでのモニタリング調査で行われた実績での売却でございますので、また1年後には同じような形で売却することは可能でございます。

○喜多正敏委員 民間の場合ですと、市場規模はどのくらいあるだろうかということでビジネスに乗り出して、設備投資をするか仕掛けを考えていくのでありますけれども、どのくらいのものかということがあれば、いろいろなところで参考になると思いますので、ぜひその規模を検討していただきたいと思っております。以上です。

○平沼健委員 一つは3ページです。3ページにその比較がありまして、その中で京都議定書での取り扱いという行がございますね。取引制度の国内クレジットでは京都議定書の削減量としてカウントされると。ところが、オフセット・クレジット——J-V E Rのほうはカウントされないとか。この辺が私はよくわからないのですね。カウントされないのを何でやらなければいけないのかという疑問もありますし、将来的にこれも京都議定書の中の6%に加味されるのかどうなのか、今がこうですよということなのかどうなのか。これがよくわかりませんので教えてください。

それから5ページを開いてみてください。先ほども話がありましたけれども、年間削減量ということで二戸市と一関市と雫石町の話がございましたね。この年間削減量が、例えば二戸市が137トンで、備考のほうに売却可能量として239トンとありますね。これはディメンションというか、何か単位が違うのでしょうか。削減量以内で売却できますよというような意味であればよくわからない。この数字がふえているのはどういうことなのかが一つです。

それから、これはおのおの重油だきボイラーを使っていたのを、バイオマスボイラーにかえるということによってこういう効果があります、ということで売却ができますということですね。そうであれば、従来から重油というか、そういう化石燃料を使わないでバイオマス燃料を使ってきたところはどのような恩典があるのか、その辺をちょっと教えてください。

○堀江林業振興課総括課長 まず1点目の京都議定書になぜカウントされないのか、され

るのかという部分でございますが、環境省が行っておりますオフセット・クレジット——J-V E R制度のほうにつきましては、これは先ほど御説明申し上げましたとおり、広く国民の皆様方に対して、皆さんの活動が二酸化炭素を排出しているといったものについてコストがかかるのだということを意識してもらおうという自主的な取り組みで環境省が始めたものでございまして、いわゆる京都議定書の仕組みとはリンクしていないものでございます。そういったこともあって、これにはカウントされない。

それで、委員おっしゃるとおり、カウントされないような取り組みが何で制度として成り立つのか、あるいはそれで本当に売買というものが成り立つのかどうかというのは、私どももそうなのですが、だれもが疑問に感じるころではございます。現実問題として、こういった仕組みが成り立っているというのは、私どもがふだん行っている経済活動あるいは企業が行っているいろいろな製品の生産活動の中で、こういったクレジットを購入しまして、購入した費用を例えば製品の製造価格に転嫁するとか、あるいはいろんなイベント——野球のナイター照明とかに出ているそういう排出量といったものに充てるということにしてナイターの入場料に転嫁するというようなことが実際に可能でございますので、それを商品に明示するような形で、この商品はこういった取り組みの中でちゃんと協力してやっていますと、それが実は商品としてのインセンティブにつながると。

また消費者のほうも、そういった関心がだんだん高くなってきてまして、そういうものであれば積極的に購入するということも今出てきておりまして、そういった意味で、このオフセット・クレジットについても売り手市場でございます。そういう経済活動の中に組み込まれた仕組みとして、今のところは成り立っているところでございまして、ただし繰り返して申しますと、京都議定書とはリンクしないと、直接関係ないと、そういうふうな仕組みでございまして。

一方、経済産業省のほうは、これは何としても京都議定書での目標をクリアしなければならないと——削減をクリアしなければならないというので、民間の中小企業等が行っている木質系ボイラーで発生した削減をクレジット化して、それを自分たちで買ってそれを自分たちの削減に充てていくと。これは京都議定書のほうに完全にリンクした形で、6%に該当すると。これはこれで一つの経済活動として成り立っている、この違いがございまして。ちょっとそれは、私どもも釈然としないところがあるのですが、現実問題としてこういう仕組みで成り立っているものでございます。

将来的にどうなるかというところ、これもまだわからないところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、現在、国のほうで地球温暖化対策基本法案を審議中で、ここで排出量取引制度を正式に立ち上げると言っておりますので、この中で制度がどうなるかをよく注視してまいりたいと考えております。

それから2点目の5ページのところでございますが、なぜ表にある年間削減量の数字と備考欄にあるクレジット売却可能量が違うかということでございますが、この年間削減量（予定）と書いているものは、あくまでも国の制度のルールに従って、このボイラーであれ

ばこれだけ削減することが可能ですというものを、申請段階で理論的に計算して申請した数値でございます。備考欄のほうにつきましては、その承認を受けた後、半年間から1年間モニタリング調査ということで、実際にボイラーでどれだけ木質系の燃料が使われたかと、そこでどのくらい二酸化炭素が削減できたかというのを実績で出した数字でございまして、いわゆる計画値と実績値ということで、こういう差が出ているところでございまして、実際のクレジットの売却は実績値のほうで行うものとなっております。

あともう一点、重油の関係。これまでに設置してきたところはどうなのかという御質問でございしますが、このクレジット制度でございしますが、先ほども事業実施期間にございましてとおり平成20年から平成24年までとなっております、したがって対象となるのは平成20年以降に設置した木質系ボイラーとなっております。残念ながら、そういった意味では国内クレジットの制度には、平成19年度以前に設置したボイラーは対象にならないというものになっているところでございます。これは更新も新設も含めてそのように聞いておりました、そういった意味で、本県は積極的にボイラー導入進めてきたわけでございますが、非常に残念なものがございしますので、これについては、これからの新設ボイラーについて積極的に働きかけていきたいと考えているところでございます。

○平沼健委員 一言言いたいだけでも。県に問いただしてもしょうがないのだけれども、いろんな産業で多くのボイラーが入っていますね。その中で、従来からこういう環境問題に取り組んで、グリーンエネルギーと言うのでしょうか、ましてやこういう木質のボイラーを使って運営してきている産業もたくさんあるわけですし。ところが、今まで化石燃料を使ってどんどんCO₂を出してきた、それがここにきてやっと平成20年以降にこういうことに切りかえたことによって、こういう権利を得て売買できると。何か公平ではないかという思いが強いものですから伺った次第です。

○堀江林業振興課総括課長 その思いは私どもも全く同感でございまして、岩手県が全国に先駆けて木質バイオマスエネルギーの導入を積極的に取り組んできたにもかかわらず、先に進めた部分が対象にならないというのは、非常に残念な思いがございまして。そういったことは国にも積極的に話し申し上げまして、本県も昨年度からことしにかけて排出量取引がかなり進んできたのは、かなりこういった面も御理解いただきまして、実は林野庁とかの御支援を相当いただいてきたところでございますので、私どもも引き続き各省庁に働きかけまして、本県のこういった実績も踏まえて今後の取り組みを応援していただくようお願いをしまいたいと思っているところでございます。

○新居田弘文委員長 ほかにございせんか。

○佐々木博委員 私もちよっと教えていただきたいのですけれども、まずカーボンの取引の価格ですけれども、これは相対で決まっているのですか。それとも、株式市場のようなオープンな市場があって、そこで決まるものなのでしょうか。この説明、というか、いただいた資料だけ見ていると、国内クレジットもJ-VERも、どちらも相対で価格が決まってしまうのかなという気がするのですけれども、いかがなものでしょうか。

○堀江林業振興課総括課長 実際の売買価格というのは正式なものが出ておらないというのは、先ほど御答弁申し上げたとおりでございますが、いろいろな話を聞いておりますと、まず国内クレジット市場——これは経済産業省のほうの事業でございますが、こちらのほうは、京都メカニズムという外国から買ってくるクレジット単価があるわけで、これがベースになっているというふうに聞いているところでございます。それで、大体トン1,000円弱ぐらいではないかと聞いております。

さらに、それに相對の部分がございますが、売却する対象は何か、どんなボイラーかとか、あるいは木質系以外の太陽光とかそういったものもございますので、何で削減しているかとか、どんな事業体なのかとか、そういったものを見ながら値段が決まっているようだというふうに聞いているところです。ただ、大体は1,000円弱ぐらいだと。

それからもう一つ、環境省のほうのオフセット・クレジットの関係でございますが、これはまだ売却された件数が少ないということで、先ほどちょっと申し上げました高知県の取り組みとかが一、二ございます。これは、クレジットしてから買い手を見つけるということになってはいますが、現実的には買い手ありきで動き出したと。J-V E R制度の——オフセット・クレジットのほうで、手数料が高いとか非常にルールが厳密だということで、人件費がかなりかかるので少し高めに経費がかかるということで、国内クレジット種より高く価格設定をされていると。

これを今、現実的な相對のような状態で動いているというふうに聞いております。ただ、全国的にもこういったオフセット・クレジット市場への参加の話がかなり出ているようでございますので、そういった動きが進みますと、一つの市場という形でマーケットが形成されてその中で、ある程度自由取引と。中でも市場原理に基づいた設定に移っていくのではないのかというふうには見込んでいるところでございます。

○佐々木博委員 総合商社の双日というのがあるのですがけれども、先日あそこがクレジット市場に乗り出すというニュースがありました。それから三菱商事なども乗り出そうという動きがあるやに聞いております。恐らく二酸化炭素の排出量取引というのは、今、既にヨーロッパでは市場があって同一市場価格で流通しているものでありますから、日本もそのようになるのだらうというふうに思います。できれば市場が一本化して、同じCO₂の排出権ですから、だんだん統一していくことが広まっていくのだらうとは思っていますけれども、ぜひともそうあるべきだと思っておりますが、さっき最近のものしか対象にならないと——例えば重油からボイラーですね。それと同じようなことが言えるのが、例えば日本の場合には非常に省エネが進んでいると言われているのですね。中国などは全くだめでこれからですから、同じお金を投資してCO₂の削減を抑えるということであれば、日本国内で設備投資してCO₂の削減を抑えるよりも、海外のエネルギー効率が非常に悪いところに投資してCO₂を買ってきたほうが、費用対効果が非常に高いわけですね。

恐らく日本はそれをやらなければ、とてもではないけれども公約している削減など達成できないだらうというふうに言われているわけでありましてけれども、こればかりやられる

と、森林県の岩手県としても非常に困るわけでありまして、やはりそういった点では経済、合理性だけのCO2削減ではだめで、どこかでそういった政策的なものが将来必ず必要になってくるのではいかというふうに考えているのですけれども、そういったことに対する動きみたいなのは何かあるのでしょうか。

○堀江林業振興課総括課長 まず、後段の話でございますが、委員おっしゃるとおり海外から買ったほうが安いのかもしれませんが、やはりできるだけ国内で資金を流通させると一国内の経済を活性化させるというのが大事だと考えております。また、特に本県のように、豊かな森林資源を有する私どもの立場とすれば当然、本県のようなところで木質エネルギーとか、森林経営の中で、そこに新しいビジネスをつくるのが大事であり、そういった意味で我々も大いに期待するものでございます。

現在、国会のほうで審議しております地球温暖化対策基本法案の中に、基本となる事項ということで、税の関係とあわせて排出量取引市場制度をつくると言っておりますので、その中でどういう形で、今の試行の制度の延長線上にいくのか、それとももう少し新たなものが飛び出すのか、そういったものについて、より注視したいと考えております。一方で国のほうでは、森林・林業再生プランのような形で日本の森林を育て、また木材を使うというような動きもございますので、そういったものとどうリンクしていくのかと、それは我々もよくウォッチしながら、適時適切な対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、冒頭にございましたマーケット——市場の関係でございますが、この取引市場の話は、やはり商社関係は非常に関心度も高いと聞いておりまして、取引制度ができてすぐに商社関係の方々には、ここで環境ビジネスを自分たちで起こせるという思いがあるようでございまして、非常に積極的でございます。私どもとすれば、商社をもうけさせるのではなくて私どもの山元にお金を戻すという観点から、ただ、そういう商社の動きもよく見てうまく連携をとっていきたいと考えているところでございます。

○新居田弘文委員長 はい。ほかにございませんか。

○佐々木大和委員 森林環境ビジネスというのを新たにすることをみんな期待しているわけですが、県のほうでもこの委員会を設置して協議されたようでございます。その中で、岩手県の山を見た場合は半分以上が広葉樹林です。今回の提言内容ですが、広葉樹林の扱いはどんなことになりますか。

○堀江林業振興課総括課長 委員会の提言としては、特に針葉樹、広葉樹というような使い分けをした内容になっておりません。森林経営の関係で申しますと、環境省が行いますオフセット・クレジット制度のほうの対象になるわけでございますが、そのオフセット・クレジットのほうのルールと申しますか——専門用語ですとポジティブリストという名前となっておりますが、そのルールが非常に厳格でございまして、間伐ですと過去何年かの間伐履歴がなければならないとか、あるいは適正な森林管理ということで、持続的な経営のほうで言いますと、平成2年からでしたか、施業履歴とか、あるいはその中でどういう木をどう伐採

し、あるいは間伐してきたか、植林してきたかというものがすべてデータとして求められてまいります。そういった意味で、本県の3分の1は広葉樹なわけではありますが、その広葉樹の資源管理といったものが、針葉樹に比べますとどうしても十分と言えない部分もございまして、広葉樹がこういった取引市場に申請するのはなかなかハードルが高いとは見ているところでございますが、今後はそういったものを含めて我々も研究していかなければならないと思っているところでございます。

○佐々木大和委員 確かにハードルが高いとは思いますが、実際、岩手県が広葉樹を除いて針葉樹でいったときには、植林県としたとき岩手県は林業県ではトップにはなれない。南のほうが主体で、むしろ環境を変えて針葉樹を植えてきているというのが実態だと思うのです、客観的に見れば。そういう山をつくってきたわけで、むしろ逆にそれは、手を入れない山が針葉樹林で、広葉樹林というのが本当の資源、資産として、多分岩手県にはあるのだと思います。これは自然に循環しますから、そういう意味で言ったら、その評価を上げることが県としてはやはり林業の大きな課題になるのではないかと。そこが上がらない限り、岩手県の林業県としての価値は上がらないのではないかと。先般、北上市の北上ハイテクペーパーの視察をしたのですが、ああいう世界に誇る技術を持って岩手県の資源が生かされているという実態もあるわけですので、そういうところが大事だと思います。

それから、酸素一番の町宣言をやったときに針葉樹よりも広葉樹。樹種も樹齢もいろいろあるのですが、そういう中で、たしか幾らかだったかとは思いますが、年間の酸素の生産量は広葉樹のほうが高いというようなことを聞いておりました。そういう意味で言ったら、逆に言えばCO₂の吸収量も広葉樹のほうが高いと。木の成長と反比例しますね。そういうことを考えれば、当然ながら広葉樹を評価しなければこの環境ビジネスは成り立たない。岩手県が立ち上がるのは、そこに本当の意味があるのではないかと、そういうことを考えるのですがいかがですか。

○竹田林務担当技監 本県の森林のうち半分が広葉樹。委員、御指摘のとおりです。何とかこの価値を上げていくということは、大変重要な課題だと思っております。ただ今回の一一まだ試行的な部分もあるわけですが、排出量取引の中で、広葉樹の位置、扱いについては、先ほど答弁したとおりポジティブリストという厳格な仕組みにまだ組み込まれていないものですから、取引制度に上げるということはちょっと難しい状況にあるかと思っております。

ただ一方、本県の特徴である広葉樹を本県の森林、林業の発展に生かしていくというのは、まさに重要な課題でありまして、岩手県の計画においても、広葉樹ビジネスを大きく掲げたところであります。中身は、委員もちょっとお話ありましたが、世界に流通する高品質の紙のベースになっているというところがありますし、なかなか希少な価値となっております有用広葉樹といったものも全国から買い付けが来るという状況となっておりますので、当面そういった部分において広葉樹の価値を高めてまいりたいと思っております。

○佐々木大和委員 さっき言いましたパルプ工場、チップ工場の場合でも多分、内陸型が全

国でただ一つというのも岩手県の広葉樹の資源を見込んでの存在であって、それがなければここはほかと同じように、海岸端の港湾に隣接した工場になっていくわけですが、そういう客観的な評価を正確に受けとめておく必要があるのではないかと。これは、データ上みんなわかるわけですから、やはりそういうことをやっていく必要はあるし、逆のことを言えば、岩手県が提案しない限り広葉樹を生かす環境ビジネスは生まれないということはもう明確ですね。そういう意味で、こういう委員会を立ち上げたら、やはり県のほうから広葉樹を提案して、その中での森林環境ビジネスというのを検討するというようなことが必要なのではないか。こうなって初めて岩手県が林業県と言えるのだらうと思うし、実際、長伐期でいった場合にも、岩手県が評価されているものは、確かにナンブアカマツもありますけれども、実際的にはスギでもないし、やはり広葉樹のケヤキとかで、全国版で評価される木材としては——特殊用材としても明らかに評価されているのは、そういう分野です。そういう自然を変えられないものを持っていますので、そういうところを前提に置いた森林環境ビジネスというものを、やはりぜひ提案していただきたい。

さっき言いましたけれども、この広葉樹があるために岩手県は酸素の生産量もいい環境だと。たしか市町村で岩泉町が当時、合併前に日本一となったのは、相手がやはり静岡市だったと思うのです。静岡市は、今は合併しましたから面積的には多分もう向こうの方が大きいと思うのです。そういう環境で、あちらのほうは針葉樹林が主体になりますから、本当は広葉樹のほうも常緑の広葉樹になってくるとまた強いのだらうと思うけれども、こちらは落葉なものだから半年たつと負けますから。しかし、木のほうにするといいものを持っていますので、ぜひそういう意味で、環境ビジネスでは岩手県の特徴を出すチャンスだと思えますので、検討をお願いしたいと思えます。

○竹田林務担当技監 広葉樹に関する森林環境ビジネスの検討でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、半分は広葉樹という本県の森林資源の特徴を生かすという意味では、広葉樹に関してもこういった環境ビジネスへの参入というのは大変重要な視点だと考えております。特に木質チップ——先ほど言った北上市の製紙工場を支えている木質チップに関しては、30年ぐらいで伐採して、また自然に広葉樹に戻るといったサイクル。そういう意味では、比較的投資が少ないタイプの経営になるわけですが、これが本県の山村地域の経済を支えている部分もございます。

そういった部分、ただ環境という形で評価してもらうためには、やはり乱暴な伐採はまずいですし、環境価値として認めてもらうような施業を定着していくということが肝要とっておりますので、そういったものも含めて今後、広葉樹に関するそういったビジネスもあわせて検討してまいりたいと考えております。

また一方、酸素の件のお話もでございますけれども、確かに針葉樹、広葉樹という部分で申しますと、成長力——要は、CO₂は炭酸同化作用で空気中のCO₂を炭素として抱えるという、それが成長の過程なわけですが、成長力が大きいほうがCO₂の吸収量が高いとなっております。そういう部分で針葉樹も高齢級——年数がたつてくると、むしろとんと

んくらいで吸収も排出もしているわけですが、とんとんになってくる、吸収力が弱まってくるというふうに言われておりますし、やはりブナ等の大樹になると弱いというふうに言われております。そういう意味では、人工林の針葉樹のほうが若い分だけ吸収量が高いのかなというふうに認識しております。

○新居田弘文委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 ほかになければ、これをもって森林・林業分野における二酸化炭素排出量取引の取組について調査を終了いたします。

この際、執行部から森のトレー事案についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○堀江林業振興課総括課長 私のほうから、いわて森のトレー事案に係る御報告を申し上げますが、お手元に配付しております、いわて森のトレー事案に係る国庫補助金の全額返還についての資料をごらんください。

要旨のところがございますとおり、この事案に係る国庫補助金の返還でございますが、本年4月5日に国に対する国庫補助金の返還が終了しまして、近日中に国から延滞金の額が示される見込みとなったところでございます。

①にございますとおり、返還総額は12億7,910万4,000円となっております。3分の1相当を先行返還ということで、平成16年3月に4億2,636万8,000円を返還し、その後、残り3分の2を3年に分割して返還するというので、平成20年から本年4月まで2億8,424万6,000円ずつ返還してきて、先ほど申し上げましたとおり、4月5日で全額返還となったところでございます。

延滞金の額でございますが、これはまだ国から示されておられません。県の試算額でございますが、5億2,690万5,467円と。これは、平成15年11月から全額返還した4月5日までの延滞金の試算額でございますが、国のほうからもこの額になるのではないかと聞いていたところでございます。

今後でございますが、国に対して延滞金の免除申請を行うこととしており、現在、林野庁と事前調整を行っているところでございます。

1の国庫補助金の返還経緯は、ただいま申し上げたとおりでございますので省略させていただきます。2の延滞金の額の(2)でございますが、延滞金につきましては、今回未返還額を全額返還した時点で確定するものでございまして、これまで国からは請求がなかったものでございます。近日中に国から延滞金の額が示されるということになっているものでございます。3の今後の対応については、延滞金の免除申請ということで、現在、国と事前調整を行っているところでございます。最後に裁判の関係でございますが、設備設置会社を相手に組合が原告となって訴訟を起こしているわけでございますが、裁判の状況につきましては、来月5月7日に第4回の口頭弁論が行われ、両当事者から提出される準備書面の確認等が行われる予定となっているところでございます。以上でございます。

○菅原競馬改革推進室競馬改革推進監 岩手県競馬組合の発売状況等につきまして、概要を御説明させていただきます。お手元にお配りいたしましたA4縦長2枚物をごらんいただきたいと思います。

最初に、1ページの平成21年度の発売状況等でございますが、(1)の発売額の計画達成状況につきましては、岩手競馬の発売額の達成率は100.4%、それから広域受託発売額の達成率は103.1%でございます。その結果、収支につきましては平成19年度から3年連続で黒字達成が確実な状況でございます。

(2)の岩手競馬の発売額と入場者数の前年度比較につきましては、発売額は207億2,300万円で、前年度比93.9%。競馬開催場の入場者数は35万7,345人で、前年度比が93.9%。それから総入場者数が149万8,189人で、前年度比が92.5%でございます。

それから次に、2ページに参りまして平成22年度の発売状況等でございます。(1)の発売額の計画達成状況でございますが、これは4月3日に開幕しまして、12日までの第1回の開催分でございます。6日間でございますが、岩手競馬の発売額の達成率は100.1%、広域受託発売の達成率は100.3%でございます。

それから、(2)の岩手競馬の発売額と入場者数の前年度比較につきましては、発売額は9億3,200万円で、前年度比96.6%。競馬開催場の入場者数は1万4,789人で、前年度比86.0%。総入場者数は6万4,348人で、前年度比が87.9%でございます。

なお、表等の説明は省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

○新居田弘文委員長 この際、何かありませんか。

○佐々木博委員 いわて森のトレーの件でちょっとお伺いしたいのですけれども、まず一つは、裁判の今後の進捗についてですけれども、去年の12月24日、25日に証人尋問がありまして、5年ぶりの口頭弁論再開になったわけですね。私も行って2日間傍聴しました。そして今回5月7日に、これは準備書面の交換となっていますけれども、どうなのでしょう、その後さらにまた証人尋問が行われるのでしょうか。それで、結審はいつごろの見通しなのか、まず裁判の見通しについてお伺いしたいというふうに思います。

○堀江林業振興課総括課長 ただいま御質問がありましたとおり、今般5月7日に第4回の口頭弁論が行われる予定と聞いております。これは、準備書面の陳述確認というふうに聞いておりまして、その後どうなるかにつきましては裁判所の判断になりますので、現時点で私どもも結審が何日になるかというのはちょっとわからない状況ではございますが、私どもの認識としますと原告、被告双方ともそれぞれ主張を言い尽くしているというような認識を持っているところでございます。

○佐々木博委員 今年度の予算に、最後の返済分が計上されていましてよね。それで国への補助金の返還が終わるわけでありまして。約12億8,000万円。ただ、もともと実はこの延滞金について言えば、当初3分の1——これは多分、平成15年の補正予算だったと思いますが、最初の補正予算で出てきたときに林野庁長官と知事との話し合いで、3分の1を払えば延滞金は出ないのだと、だからこの予算を通してくれということがそもそもの出発だった

はずですね。あのときはそういう説明だったのですよ。

だけれども、合意した文書もないから果たしてそれは心配だと。しかも延滞利息は10.95%。それで年1億円近い利息がかかるわけですね。だから、これは一応、払ったほうがいいのではないかと。だけれども、県はこのことについて県民に負担をかけると一遍も言っていないからね、今までね。訴訟で回収するということだけ言っているだけで。回収できなかった場合はどうするのだと言っても、回収するの一点張りなのですけれども、いずれそういった経緯で、延滞金はかからないようにするためにこれを払うことにしたわけです、3年間ですね。それで、恐らくそのときに林野庁と延滞金についてはある程度の協議があって、その上で、これを3回にわたって返還することになったのだというふうに実は私どもは解釈しております。ですから当然、延滞金の請求が来て、それに対して免除申請をすると。手続的にはそういったことでいくのしょうけれども、もともとこういう予算が出てきたときの経緯からいえば、当然免除になるものだというふうに認識をしているのですけれども、どうなのでしょう。

○堀江林業振興課総括課長 延滞金につきましては、延滞金を免除する規定というのは補助金適正化法の中にございまして、やむを得ない事由があると認める場合は延滞金を免除することができるという規定はございます。ただいま委員が御質問の中で言われましたとおり、平成19年度に国と協議を行い、3カ年に分けて——平成20年から3カ年で返してきているわけですが、その平成19年度の協議におきましては、私ども岩手県が、返還金回収のために組合が訴訟を起こしこういったことを支援していること、あるいは平成20年から3カ年かけて確実に補助金を返還するといった措置をとるということが、林野庁からの補助金等の返還を遅延させないためにとった措置として評価をいただいているところをございまして、それが延滞金を免除するやむを得ない事由があるというような判断ができるということで、延滞金免除は可能であるという認識をお示しいただいたところをございます。

こういった考え方につきましては、関係省庁でございまして財務省にも事前に説明しているというふうにも伺っているところをございますので、私どもとすれば当然、林野庁としてはこの考えに沿った内容で延滞金免除の方向で実現させていただけるものというふうに思っておりますし、そのあたり今後延滞金の額が示された段階で、林野庁とも免除に向けた協議を進めていきたいと思っております。既に事前調整を始めておりまして、林野庁サイドにも御相談にのっていただいておりますので、私どもとすれば、その流れでさらに財務省のほうとかともあわせて協議していただけるように、引き続き努めてまいりたいと考えているところをございます。

○佐々木博委員 延滞金についてはよくわかりましたけれども、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それからこの森のトレイ、国庫補助が12億8,000万円、ほかに県の補助が3億円ぐらいあったはずなのですね。それで、国庫補助金の返還の話はよく出てくるのですが、県の補助

金については、県はこれをどのように処理されようと考えているのか。もし裁判で全面勝訴をすれば、回収はできるわけでありすけれども、何しろ 10 億円売買したところに 25 億円も請求している裁判ですから、現実にはなかなか大変だろうというふうに思うわけでありまして、いつも返還金のことについては裁判で回収して云々という話は出てくるし、県の補助金の話というのは、実は、この回収については議会でも、国庫補助金と比べると、余り出てこなかったような気がしますけれども、私は多分一緒だと思っただけで、総額 15 億 8,000 万円、これは最終的にどういうふうに処理するかという問題が、この森のトレーは、訴訟が終わると大きな問題になってくるのだというふうに考えていますけれども、いかがでしょうか。

○堀江林業振興課総括課長 委員おっしゃるとおり、県のほうも当時、国庫補助にあわせて県のかさ上げ補助という形で組合を支援したところでございまして、その分についても当然、県のほうに請求権はあるわけでございます。これにつきましては、裁判の結果を踏まえて、裁判で賠償金としてどれだけ獲得できるかといったものを見て判断させていただきたいと考えているところでございます。

○佐々木博委員 最後になりますけれども、当時の議論では国にも責任があるのではないかと、林野庁にも。実はそういった議論がありました。そういった答弁もありました、当局からね。多分、議事録を精査すれば出てくると思います。しかしながら、延滞金の免除のことはともかくとして、我々、国の責任について、どういった協議というか交渉の経過があったかわかりませんが、国にも責任の一端があると明言されておられたわけだから、国に対して責任について何か追及したことがあるのかどうか、そのこと 1 点伺いたいというふうに思いますし、それからもう一つは、この問題、さっき県のことを言いましたけれども、実は久慈市との負担の問題もあるわけです。多分 7 分の 1 ぐらいでやったと思いますけれども、その問題も、そのまま若干中途半端になっているところがありまして、いずれこの問題もきちっと、最後は話し合いで解決しなければいけない問題になっているのではないかなというふうに思いますので、それらも含めて国の問題と久慈市の関係について若干伺いたいと思います。

○堀江林業振興課総括課長 まず、国の関係でございますが、これまでも国のほうに責任の一端があるということは、議会の場でも答弁してきたところでございまして、平成 19 年における残り 3 分の 2 の補助金を返す際にも、私どもとすればそういったことも含めて主張してきたところではございます。が、国のほうとしては我々、特に賠償金につきまして国のほうで一部免除をすると。やはりそれは、返還金の一部を延長するというわけではなく、まず全額を返すことが先決というようなこともございまして、また延滞金の関係もございまして、県とすればここでいたずらに国の責任を主張して、延滞金の関係がこじれるということは好ましくないということもありまして、私どもとしては、国には責任はあるということは今も変わっておりませんが、まず 3 分の 2 についてはきちんと整理させていただくというようなことで進めてきたところでございます。

それから久慈市との関係でございますが、これは訴訟費用7対1ということは決着しております、久慈市もこれは了解しているところでございまして、現在の費用もそれで行っております。久慈市からも、先行3分の1の久慈市分の7対1の1分については、これは既にすべて返していただいておりますので、今後は、引き続き久慈市とも訴訟の支援という面で一致協力して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○新居田弘文委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

なお、事務連絡でございますが、当委員会の県内、東北ブロック調査につきましては、さきの委員会において決定いただきましたとおり、5月25日から26日まで1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。